

令和7年7月29日

市政記者クラブ 様

西区役所区政部総務課  
担当：高田（電話 523-4510）

### 西区役所における文書の配付誤りについて

西区において、下記のとおり通達員による配付誤りがありましたのでご報告いたします。

#### 記

- 1 発覚日  
令和7年7月28日（月）
- 2 発生場所  
西区稲生学区内（稲生町3丁目付近）
- 3 事実の概要  
令和7年7月25日（金）、通達員がAさんに配付すべき生活保護に係る「収入申告書」をBさんに配付しました。Bさんが封筒を開封した際にAさん宛て文書であることに気づきました。7月28日（月）、西区役所に来庁されたBさんから誤配があった旨の申出があり、配付誤りが判明しました。
- 4 漏えいした個人情報  
住所、氏名
- 5 対応
  - ・ Bさんについては、7月28日（月）に区役所職員が謝罪いたしました。
  - ・ Aさんについては、同日、区役所職員が訪問し、謝罪するとともに当該文書をお渡ししました。
- 6 原因  
集合ポストに投函する際の確認が不十分であったため。
- 7 再発防止策  
通達員全員に対し、個人情報の重要性を改めて周知するとともに、事前準備の段階で配付物の住所、氏名を地図にて確実に確認すること。配付時に声に出して住所と氏名を確認するとともに、指差し確認を行い、文書の確実な配付を徹底します。